

## 八王子市立由木中央小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは望ましい人間関係の構築に向け、また、民主的で平和的な社会生活を送るうえで最も卑劣な行為であり、決して許されるものではない。学校は、児童にとって未来の望ましい姿への自己実現の場である。そのためには、学校は児童に対して安心と安全を保障しなければならない。本校においては、いじめはどのような理由があろうとぜったいに許さないという強い姿勢で臨む。

すべての教職員は、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識をもち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

### 2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

起こった場所は、学校の内外を問わない。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3 主な取り組み

#### (1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳の時間や学級活動を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③ 児童会活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

#### (2) 言葉を通じた望ましい人間関係の構築

- ① 国語を中心とした全学習活動において、言葉を大切にした「話す・聞く」活動を行い。適切な言葉遣いを身につけ、望ましい人間関係を土台とし、学習規律を確立する。
- ② 生活指導において「正しい言葉遣い」を年間の指導事項とする。「職員室の入室」「教師との会話」等は師範を示し指導する。これらを通し、正しい言語環境を整える。
- ③ 学級活動や児童会活動、特別活動等において、児童がいじめの問題について考える活動を推進する。

#### (3) 異学年交流を通して豊かな心の育成

- ① 月に一回の「由木っ子タイム」においてたてわり班活動を行い、上学年の児童はリーダーシップと同時に「思いやりの心」、下学年の児童は「尊敬し協力する態度」を身につける。
- ② 交流給食において、会食を通じた楽しい雰囲気の中で仲間意識を高める。

#### (4) 体験活動や人との交流を通じた自尊感情や自己肯定感の高揚

- ① 校外学習における「自然体験」、総合の「福祉体験」、地域の「ボランティア活動」等を通して、自己理解を深め、自分の良さを知る。自分も社会の中で役に立っているという意識を高め、自己肯定感を高める。
- ② 1年生の保育園との交流、地域人材を活用してのゲストティーチャーによる授業等を通して、人とのコミュニケーションについて考え、やさしさに触れて思いやりの心をもったり、尊敬の

思いをもったりできるようにする。

#### (5) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「学校いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）」が、年間の活動計画をたて、定期的に児童についての情報を共有し、組織的に対応する。

【構成】 校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学年主任・スクールカウンセラー・特別支援教室専門員・特別支援教室主任

- ③ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する全校児童対象のアンケートを年3回、高学年では原則、月1回の簡易アンケートを実施し、早期発見と対応・解決を可能とする。
- ④ チェックリストを作成、共有して全教職員で実施する。
- ⑤ 教育相談週間（アンケート実施後）を設け、担任と児童の二者面談を実施する。
- ⑥ スクールカウンセラーによる給食巡回交流、及び相談活動を充実させる。
- ⑦ スクールカウンセラーによる5年生全員面接を実施し、スクールカウンセラーへ相談しやすい環境を整え、いじめをはじめ問題行動の未然防止と早期発見・対応を図る。
- ⑧ 年度始めの保護者会で「見守りシート」について共通理解し、学校と保護者が連携して児童を見守ることのできる体制を整える。
- ⑨ 学校いじめ対策委員を中心に、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- ⑩ いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻〔学校の取組編〕東京都教育委員会（令和3年2月）のP94を参照するなどして、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ⑪ 毎週木曜日の15:00～15:45を「いじめ認知などの支援タイム」とし、全教職員でいじめ案件や気になる児童についての情報を共有し、いじめと認められ、対策・対応を行った経過を詳細に記録する時間とし、未然防止、早期発見・解決に向けて組織的に取り組んでいく。
- ⑫ 「いじめ行動の座標分類」を活用し、高学年にいじめにつながる行動について考えさせる。

#### (6) インターネット・SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭へも協力を依頼し、学校と家庭が連携して指導する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速に対応する。
- ③ セーフティ教室において、インターネット・SNSについての指導を児童と保護者を対象に行い、インターネット・SNSを安全に活用する方法を親子で学ぶと同時に、警察署と連携して児童が事件・トラブルに巻き込まれないようにする。
- ④ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい特質があるため未然に防止するために、SNS東京ノートを活用した情報モラル教育を計画的に行い、児童の危機感を高めると共に、家庭と連携して正しい使い方について考えて行く。

#### (7) いじめへの対策についての学校評価の実施

- ① 年度末の学校評価において「いじめへの対策」の項目を設定して、全教員が評価をして、次年度に向けた改善策を協議する。

#### (8) 本校のいじめ防止基本方針の保護者等への説明の実施

- ① 入学時・各年度の開始時に、児童には学活や学年集会の中で、保護者には保護者会を通して説明する。
- ② 地域・関係機関等への基本方針の内容については、学校運営協議会及びホームページを通して説明責任を果たす。

### 4 学校いじめ対策委員会の役割

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい環境作りのために、いじめ防止が計画的に行われるよう活動計画をたてる役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ④ いじめが起こった時、迅速な情報の共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施する役割

## 5 いじめが発生した場合の対応

### (1) いじめの事実確認を徹底して行う。

- ① 被害者・加害者・周りの児童のそれぞれから事実確認を行う。
- ② 事実確認は、学年主任、担任等複数の教員が行い、詳細に記録し、それを学校いじめ対策委員会に報告する。
- ③ 「学校いじめ対策委員会」で今後の方針と対策を検討する。
- ④ 当該学年・当該担任だけでなく教職員全員で共通理解を図り対応する。

### (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

- ① 「被害者を守る」を第一と考え、被害者の心身の安全を最優先する。
- ② 全教職員間で共通理解し、当該児童を見守り、些細な変化をも察知できる環境を整える。
- ③ スクールカウンセラーとの面談を計画・実行し、被害者の心の安定を図る。
- ④ 保護者には、学校の取組を説明し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、必要に応じて病院など外部機関との連携も視野に入れて対応する。

### (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

- ① 加害児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下で、いじめはぜったい許されない行為であることを毅然とした態度で指導する。
- ② 保護者への説明と、被害者への謝罪を進める。家庭教育の支援としてソーシャルワーカーの派遣も検討する。
- ③ 担任は加害者に対して継続的に個人面談を行い、再発防止の指導を行う。

### (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察や関係機関、また市教育委員会と連携して対応する。

- ① 窃盗・傷害等犯罪行為と認められた場合は、警察と連携する。
- ② 学校だけで解決が難しいと考えられる場合は、児童相談所や子ども家庭支援センター等関係機関と連携を図っていく。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① 全教職員が対応し、あらゆる情報を得て事実確認を迅速・確実に行う。
- ② マスコミ対応は副校長に一本化し、他の教職員は答えることがないようにする。
- ③ 「職員会議」を連日行い、情報の共有と今後の対応策について共通理解を図る。

### (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

- ① 誠意をもって対応する。
- ② 事実を確認したことを、迅速に報告する。また、今後の対応について説明する。

### (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

- ① 被害者・加害者と保護者への対応を丁寧に行う。
- ② 学校全体が落ち着いて教育活動を行うことができるよう、全教職員が一致団結して行動する。
- ③ 必要に応じて近隣の学校と連携して、問題の解決にあたる。